

入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び日出町契約事務規則（平成26年日出町規則第15号）第26条の規定に基づき公告する。

令和8年6月19日

日出町長 安部 徹也

本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか日出町電子入札運用基準（物品・役務）による。

1 競争入札に付する事項

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 件名 | 令和8年度業務用ノートパソコンの購入 |
| (2) 納品場所 | 仕様書のとおり |
| (3) 納入期限 | 仕様書のとおり |
| (4) 概要 | 仕様書のとおり |
| (5) 最低制限価格 | 設けない |

2 契約について

- (1) 本案件は、日出町有財産条例（昭和39年日出町条例第12号）第2条の規定により議会の議決が必要となるため、落札決定後、仮契約を行い議会の議決を経て本契約となる。

3 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- ① 日出町物品等供給契約の競争入札参加資格等に関する要綱（平成24年日出町告示第77号）第2条により、大分類「物品の製造・販売」の小分類「電子計算機類」の細分類「パソコン」について、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- ② 別紙仕様書に記載している規格を満たしていること。
- ③ 大分県内に本店又は支店（入札契約に関する権限の委任を受けている者）があること。
- ④ 本件について、事前に競争入札参加資格確認申請を行い入札参加の承認を受けた者であること。
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく日出町の入札参加制限を受けていない者であること。
- ⑥ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる

者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (キ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑦ 開札予定日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- ⑧ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）。
- ⑨ 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
- ⑩ 日出町有財産条例第2条の規定により議会の議決が必要となるため、落札決定後、仮契約を行い議会の議決を経て本契約となることを承諾できる者であること。

4 入札手続等

(1) 契約担当課

郵便番号 879-1592

住 所 大分県速見郡日出町 2974 番地1

名 称 日出町財政課契約検査係

電話番号 0977-73-3117

(2) 仕様書等の閲覧期間、場所及び方法

① 閲覧期間

令和8年6月19日(金)から令和8年7月3日(金)まで

② 閲覧場所及び方法

電子入札システム（入札情報サービス）のホームページ（<https://www.t->

elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GP5000_10F?hdn_dantai=3111) の日出町案件情報と日出町公式HPとする。

(3) 仕様書の質疑応答

仕様書の内容について質問がある場合は、電子メールで行なうこととし、提出期間、回答掲載期間は下記のとおりとする。なお、回答については、随時日出町ホームページに掲載するものとする。ただし、質問なしの場合は掲載しない。

① 提出期間

令和8年6月22日(月)から令和8年6月24日(水) 午後5時まで

② 回答掲載期間

令和8年7月2日(木) 午後5時まで

③ 提出方法

電子メールで「仕様書に関する質問書(会社名)」を日出町財政課 契約検査係宛てに提出すること。送付にあたっては、標題を「令和8年度業務用ノートパソコンの購入に係わる質問書」とし、送信後は、電話にて受信確認を行うこと。なお、ファイルはPDF形式で作成したものとする。電子メールについては容量の制限(10MB)があるので十分留意すること。

(送付先アドレス: keiyaku@town.hiji.lg.jp)

(4) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格を確認する資料(以下「申請書等」という。)の提出

この案件について、3 入札参加資格のすべての要件を満たしている者に限り入札参加を認めるものとする。なお、入札参加資格がないと認めた者には、その旨を通知するものとする。

① 提出期間

令和8年6月22日(月)から令和8年6月29日(月) 午後5時まで

② 提出方法

原則として、電子入札システムによる。添付する書類の作成アプリケーション及びファイル形式は次のとおりとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこと。

番号 使用アプリケーション ファイル形式

- 1 Microsoft Word:Word97 から Word2016 までのバージョンでの保存
- 2 Microsoft Excel:Excel97 から Excel2016 までのバージョンでの保存
- 3 その他のアプリケーション PDF ファイル(Acrobat3以上のバージョンで作成したもの)、テキストファイル

※上位バージョンのアプリケーションを使用している場合は、ファイルの保存形式を上記の形式にして保存すること。

③ 提出書類

- ・競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- ・確認資料(仕様確認書)

・紙入札（見積）参加届出書（紙入札を希望するもののみ）

④ 紙入札による入札参加を希望する場合

4の(4)の①の日時まで4の(4)の③の書類を電子メールで日出町財政課 契約検査係宛てに提出すること。送付にあたっては、標題を「令和8年度業務用ノートパソコンの購入に係わる競争入札参加資格確認申請書」とし、送信後は、電話にて受信確認を行うこと。なお、ファイルはPDF形式で作成したものとする。

電子メールについては容量の制限（10MB）があるので十分留意すること。

（送付先アドレス: keiyaku@town.hiji.lg.jp）

⑤ 申請書等の審査結果

電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者については、電子メールで通知する。

通知期限 令和8年7月1日（水）午後5時まで

(5) 入札書及び入札金額内訳書の提出期間及び方法

① 提出期間

審査結果通知受理日から令和8年7月2日（木） 午後5時まで

② 入札方法

原則として電子入札システムによる。

紙による入札参加を希望する者は封書にし、4の(5)の①の日時まで日出町財政課 契約検査係へ提出すること。

③ 入札回数

初度のみ1回とする。

④ 落札者の決定の方法

有効な入札で、日出町契約事務規則第28条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。

⑤ その他

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札保証金

日出町契約事務規則第27条第3項第2号により、これを免除とする。

6 開札

- (1) 開札日時 令和8年7月3日(金) 午前9時00分
- (2) 開札場所 大分県速見郡日出町2974番地1 日出町役場旧館2階 入札室

7 落札者の決定

落札者の決定は原則として、開札日の翌日から起算して2日(日曜日、土曜日、及び祝日を除く。)以内に落札候補者へ通知する。ただし、最低の価格で入札した者が入札参加資格を有しないと確認された場合は、この限りでない。

8 入札結果の公表

本件の入札結果は、入札情報サービスシステム(PPI)に登録し、インターネットを介して公表するものとする。

9 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、町長に対し、書面(様式任意)によりその理由の説明を求めることができる。
 - ア 提出期限 通知を受けた日の翌日から起算して7日以内の午後5時まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)
 - イ 提出場所 大分県速見郡日出町2974番地1 日出町財政課 契約検査係
 - ウ 提出方法 書面(様式任意)は持参又は郵送(期限日必着)によるものとする。
- (2) (1)への回答は、(1)アに規定する期間の最終日の翌日から起算して8日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (1) 入札者としての資格のない者のした入札
- (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (5) 入札金額、住所、氏名その他入札要件を認定しがたい入札
- (6) 公告に示した入札参加資格のない者又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- (7) 提出期限までに入札金額費内訳書を提出しなかった者のした入札
- (8) 入札金額内訳書と入札書の金額が一致しない入札

- (9) 入札金額内訳書の内訳が記載されていない又は記載内容に誤り、漏れがある入札
- (10) 入札金額内訳書の説明を求めた場合に正当な理由なくこれを拒否した者のした入札
- (11) 予定価格を超える金額の入札
- (12) 申請書等を提出期限までにすべて提出しない者のした入札
- (13) 電子入札にあつては、町長が指定する認証方法を用いない者のした入札
- (14) 電子入札にあつては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到着した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約保証金

- (1) 落札者は、物品購入契約書を締結するに当たり、日出町契約事務規則第6条に定めるところにより契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。
- (2) 落札者が、次に掲げる事項に該当する場合は、契約保証金の全部を免除するものとする。
 - ① 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - ② 契約者が、保険会社との間に本町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ③ 物品を買い入れる契約を締結する場合において、当該物品が即納されるとき。

12 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、日出町物品等供給契約に係る一般競争入札実施要綱(平成30年日出町告示第10号)、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、日出町契約事務規則の定めるところによる。
- (2) 本店等の所在地の入札参加資格要件を大分県内に限定した場合は、競争入札参加資格を有する入札参加者が1者であっても開札を行い、落札者を決定する。ただし、事業の推進に著しく支障を来たした場合は、開札の中止、又は延期することがある。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、日出町物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領(平成25年日出町告示第19号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のアからウのいずれかに該当した場合には、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
この場合において、契約担当者は、当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
 - ア 指名停止要領に基づく指名停止を受けた場合
 - イ 日出町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成25年日出町告示第11号)に基づく排除措置を受けた場合

ウ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合

(5) 契約担当者は落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会議決）までの間に落札者が、(4)のアからウのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消し又は仮契約の解除を行うことができるものとする。

この場合において、契約担当者は、落札決定の取消し又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

(6) 契約担当者は、契約締結後において、契約者が(4)又は(5)に該当していた場合は、契約の解除を行うことができるものとする。

(7) 落札者は、落札の通知を受けた日を含め7日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。

(8) 開札から契約締結に至る間において落札者が落札したにもかかわらず契約を締結しないときは、落札額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5を違約金として徴収する。

(9) 提出された書類は返却しない。

(10) 入札参加に係る全費用は、入札参加希望者の負担とする。

(11) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(12) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

13 照会先

日出町財政課 契約検査係（日出町役場新館2階） 電話：0977-73-3117